

医療的ケアが必要なお子さんのための
ガイドブック

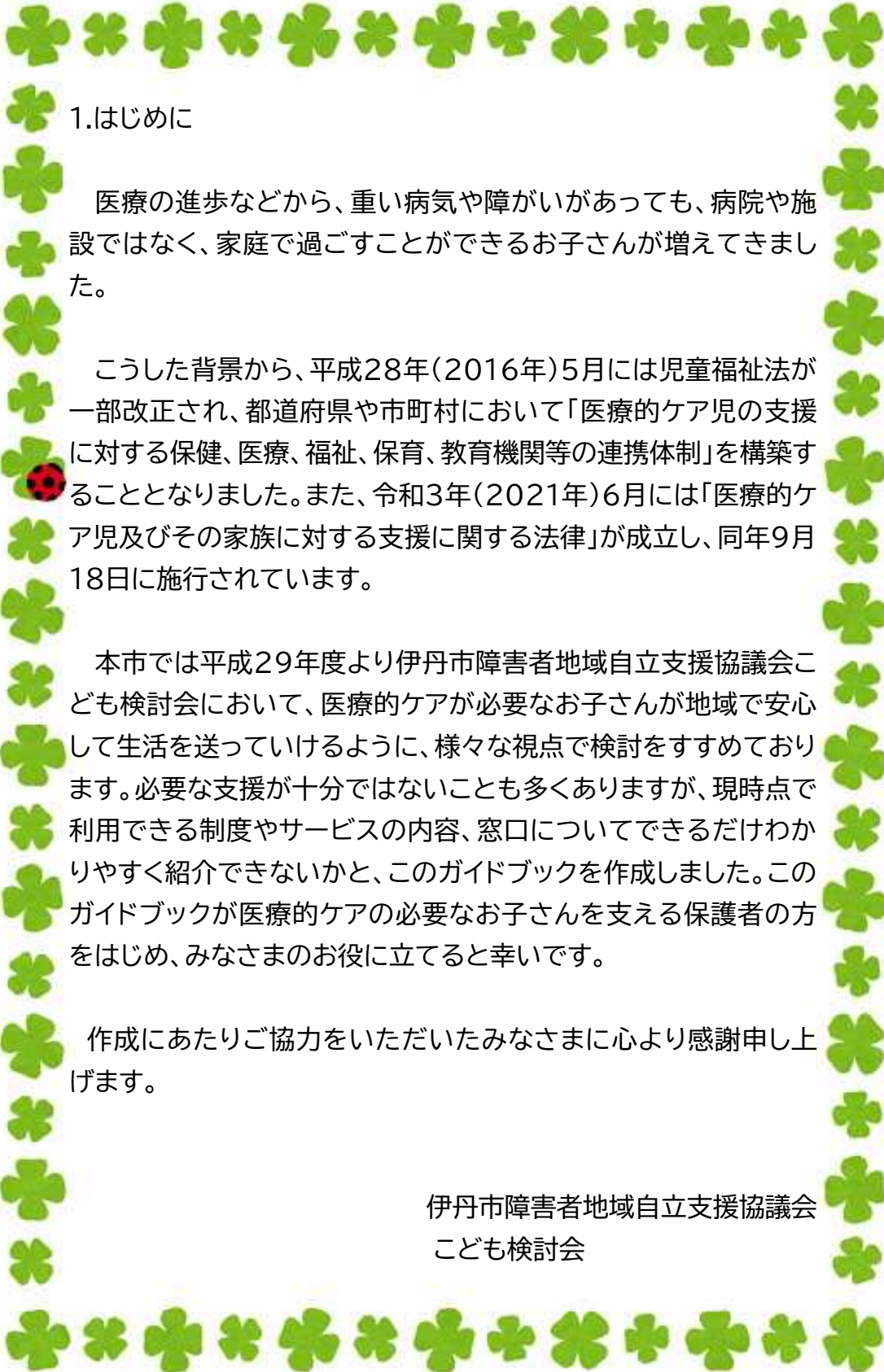


編集・発行

伊丹市障害者地域自立支援協議会こども検討会

も く じ

1 はじめに	1
2 ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口	2
3 医療費の助成について	4
4 手当について	6
5 日常生活で受けられるサービスについて	8
児童福祉法に基づくサービス	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) に基づくサービス	9
6 就学前施設について(公立幼保連携型認定こども園)	10
就園先決定までのスケジュール	10
7 学校について	12
就学教育相談	12
就学先決定までのスケジュール	12
就学先	13
8 日常生活の支援について	14
障害者手帳について	14
「障がい者(児)福祉の手引き」について	14
9 補装具について	15
補装具費支給のしくみ	15
補装具の種類	16
10 日常生活用具について	17
日常生活用具給付の流れ	17
日常生活用具の種類	18
「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」について	20



1.はじめに

医療の進歩などから、重い病気や障がいがあっても、病院や施設ではなく、家庭で過ごすことができるお子さんが増えてきました。

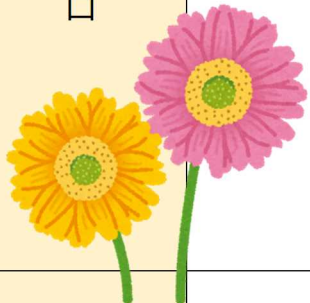
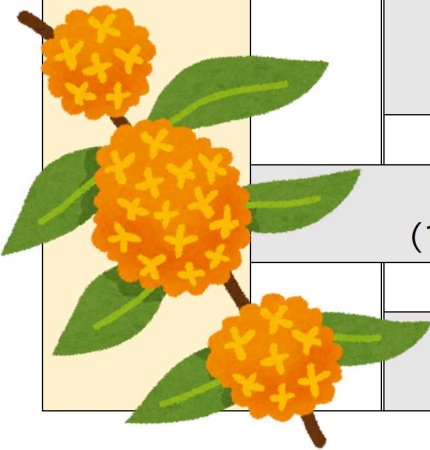
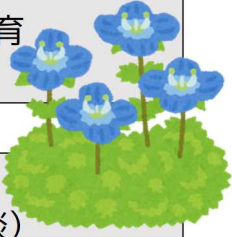
こうした背景から、平成28年(2016年)5月には児童福祉法が一部改正され、都道府県や市町村において「医療的ケア児の支援に対する保健、医療、福祉、保育、教育機関等の連携体制」を構築することとなりました。また、令和3年(2021年)6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、同年9月18日に施行されています。

本市では平成29年度より伊丹市障害者地域自立支援協議会こども検討会において、医療的ケアが必要なお子さんが地域で安心して生活を送っていけるように、様々な視点で検討をすすめております。必要な支援が十分ではないことも多くありますが、現時点で利用できる制度やサービスの内容、窓口についてできるだけわかりやすく紹介できないかと、このガイドブックを作成しました。このガイドブックが医療的ケアの必要なお子さんを支える保護者の方をはじめ、みなさまのお役に立てると幸いです。

作成にあたりご協力をいただいたみなさまに心より感謝申し上げます。

伊丹市障害者地域自立支援協議会
こども検討会

2.ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口

年齢	～出生	0～5 歳	6 歳～
ライフステージ段階	妊娠期	乳・幼児期 	学齢期 
市の相談窓口 		保健センター (発育発達・子育て・健康などに関する相談)	
		こども福祉課(家庭児童相談グループ) (発育発達・子育て・親子関係・虐待などに関する相談)	
		こども福祉課(障がい児支援グループ) (福祉サービス・障害者手帳・自立支援医療(育成医療・精神通院医療)などに関する相談)	
		幼児教育推進課・教育保育課 (保育所等入園などの相談)	学校指導課 (就学・学校生活に関する相談)
関係機関 		医療機関・薬局・保健所 (主治医・ソーシャルワーカー等)(薬に関する相談) (小児慢性特定疾病・指定難病等の相談)	
		訪問看護・居宅介護(ホームヘルプ)事務所 (居宅による看護・身体介護・家事援助等)	
		児童発達支援事業所／放課後等デイサービス事業所 (療育による支援)	
		こども発達支援センターあすばる ・指定障害児相談支援事業者 (障がいのある方・障がいの疑いがある方の療育 ・学校・生活全般の相談)	
		川西こども家庭センター(児童相談所) (18 歳未満の児童の養育・発達・療育・入所に関する相談)	
		保育園所・幼稚園 ・認定こども園	小学校 特別支援学級・特別支援学校

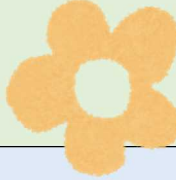
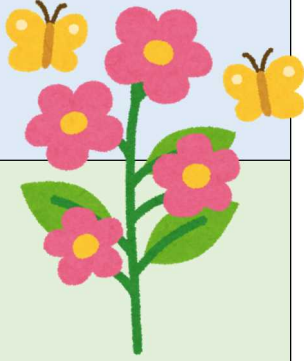
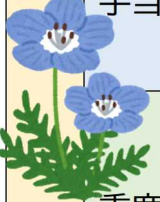
12 歳～	15 歳～	18 歳～	年齢
学齢期		成人期	ライフステージ段階
			市の相談窓口
保健センター (発育発達・子育て・健康などに関する相談)			
こども福祉課(家庭児童相談グループ) (発育発達・子育て・親子関係・虐待などに関する相談)			
こども福祉課(障がい児支援グループ) (福祉サービス・障害者手帳・自立支援医療 (育成医療・精神通院医療)などに関する相談)		障害福祉課 (こども福祉課から 障害福祉課へ移行)	
学校指導課(就学・学校 生活に関する相談)			
医療機関・薬局・保健所 (主治医・ソーシャルワーカー等)(薬に関する相談) (小児慢性特定疾病・指定難病等の相談)			
訪問看護・居宅介護(ホームヘルプ)事務所 (居宅による看護・身体介護・家事援助等)			
児童発達支援事業所／放課後等デイサービス事業所 (療育による支援)		障害福祉サービス	
こども発達支援センターあすばる ・指定障害児相談支援事業者 (障がいのある方・障がいの疑いがある方の療育 ・学校・生活全般の相談)		指定特定相談支援 事業者 (18歳以上の相談 支援事業者へ移行)	
川西こども家庭センター(児童相談所)(18 歳未満の 児童の養育・発達・療育・入所に関する相談)			関係機関
中学校	高校	大学・専門学校	
特別支援学級・特別支援学校			

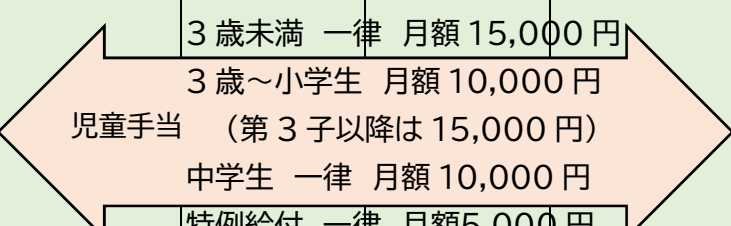
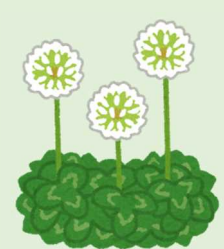
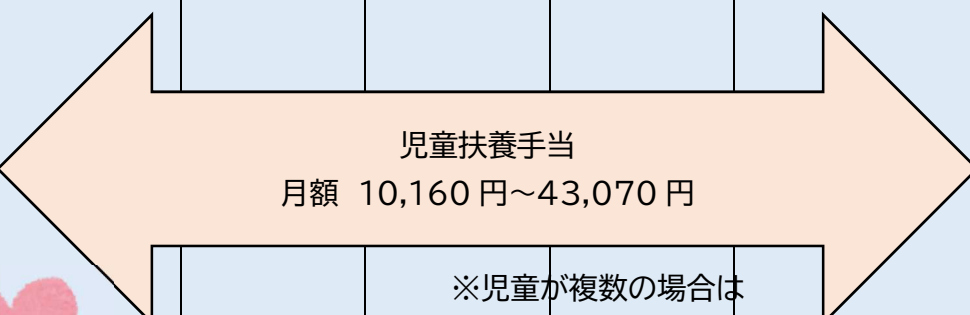
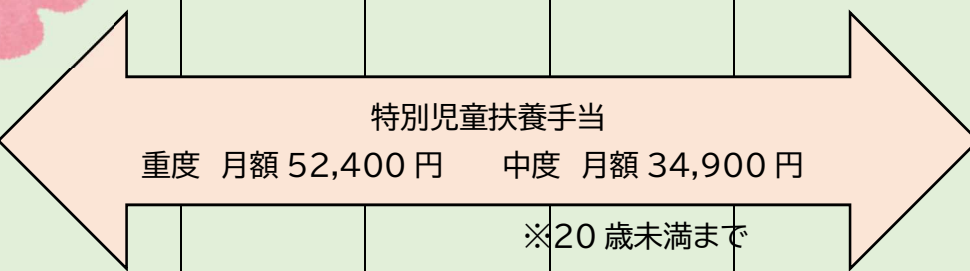
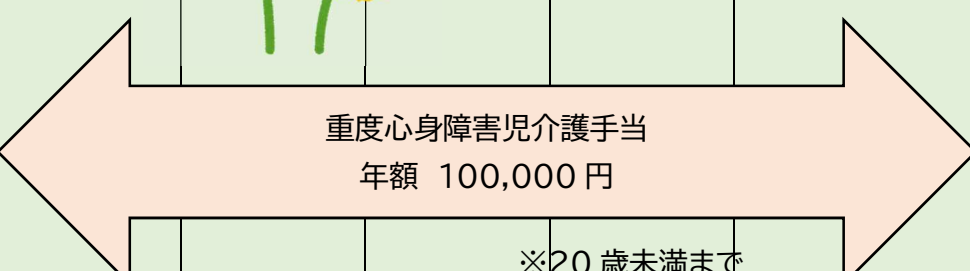
3.医療費の助成について

制度	概要	対象者
乳幼児等・こども医療費助成制度	こどもの保険診療による自己負担額を助成します。	●令和5年6月30日まで ・0歳～15歳(中学3年生まで) ●令和5年7月1日から ・通院 0歳～15歳(中学3年生まで) ・入院 0歳～18歳(高校生世代まで)
母子家庭等医療費助成制度	保険診療による自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。	●18歳までの児童を養育する配偶者のいない母や父などとその児童 ●両親のいない18歳までの児童
障害者医療費助成制度	保険診療による自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。 訪問看護ステーション等による保険診療の訪問看護についても、受給者証が使用できます。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人
小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。	●国が指定する小児慢性特定疾病に該当し、認定基準を満たす人
難病医療費助成制度	難病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。	●国が指定する難病に該当し、認定基準を満たす人
未熟児養育医療	医師が指定医療機関において、入院による養育を必要と判断した未熟児に対して医療費の公費負担を行うものです。	●出生時の体重が2,000グラム以下 ●生活力が特に薄弱であって医師が入院を必要と認めた人
自立支援医療(育成医療)	障がい児や障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満の児童で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して医療費の支給を行うものです。	●保護者が伊丹市に住所を有する18歳未満の児童 ●身体障害者福祉法第4条の別表と同じ程度の身体上の障がいがあるか又は現在の疾患を放置すると将来において同別表と同じ程度の障がいを残すと認められる児童 ●確実な治療効果が期待できること ●世帯の市民税所得割額が23万5千円未満であるかもしくは、23万5千円以上である場合は、高額治療継続者に該当すること
自立支援医療(精神通院医療)	精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するため、通院治療に要する費用を一部公費で負担します。	●精神疾患の治療のため、継続的に通院している人 ●世帯の市民税所得割額が23万5千円未満であるかもしくは、23万5千円以上である場合は、高額治療継続者に該当すること

所得制限	概要					対象者
	0 歳～	未就学	小学校	中学校	高校 (～18 歳)	
あり (0歳児はなし) ※R5.7.1～ 所得制限なし	乳幼児等・こども医療費助成制度 ※令和 5 年 7 月 1 日から 通院 0 歳～15 歳(中学 3 年生まで) 入院 0 歳～18 歳(高校生世代まで) となります。					後期医療福祉課 TEL:072-784-8041 FAX:072-784-8124
あり	母子家庭等医療費助成制度					後期医療福祉課 TEL:072-784-8041 FAX:072-784-8124
あり	障害者医療費助成制度					後期医療福祉課 TEL:072-784-8041 FAX:072-784-8124
なし	小児慢性特定疾病医療費助成制度					伊丹健康福祉事務所 (保健所) TEL:072-785-7462 FAX:072-777-4091
なし	難病医療費助成制度					伊丹健康福祉事務所 (保健所) TEL:072-785-7462 FAX:072-777-4091
なし		未熟児養育医療				健康政策課 (母子保健担当) TEL:072-784-8034 FAX:072-784-3281
あり	自立支援医療(育成医療)					こども福祉課 (障がい児支援) TEL:072-784-8127 FAX:072-780-3527
あり	自立支援医療(精神通院医療)					こども福祉課 (障がい児支援) TEL:072-784-8127 FAX:072-780-3527

4.手当について

名称	概要	対象者
手当	児童手当（特例給付あり） 中学校修了前までの児童を養育している人（養育者）で、生計の中心者（所得の高い方）に支給されます。 【支給月 6、10、2月】	●中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方 ●所得に応じて手当額が異なります。（詳細は、お問い合わせください。） 
	児童扶養手当 ひとり親家庭の父または母、父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者、父母に代わる養育者に一定の手当を支給します。 【支給月 5、7、9、11、1、3月】	●ひとり親家庭の父または母 ●父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者 ●手当の支給は18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障がいに該当する場合は、20歳未満まで）です。 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。（詳細は、お問い合わせください。）
	特別児童扶養手当 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方のうち、主として生計を維持する方に一定の手当を支給します。 【支給月 4、8、11月】	●精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。（詳細は、お問い合わせください。）
	障害児福祉手当 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方のうち、主として生計を維持する方に一定の手当を支給します。 【支給月 4、8、11月】	●一定の障がいの基準に該当する20歳未満の方 ●施設入所者でないこと ●所得に応じて支給の制限があります。（詳細は、お問い合わせください。） 
	重度心身障害児介護手当 3歳以上20歳未満で寝たきりの状態が継続している重度障がい児または知的障がい児を家庭で介護している方に、一定額の手当を支給します。 【支給月 2月】	●身体障害者手帳1級～2級の方 ●療育手帳最重度A判定の方 ●市県民税非課税世帯であること ●施設入所者ではないこと ●3か月を超えて病院等に入院していないこと ●過去1年間において介護保険サービスおよび自立支援給付サービス（年7日以内の短期入所は除く）を利用していないこと （詳細は、お問い合わせください。） 

所得制限	概要					対象者
	0歳～	未就学	小学校	中学校	高校(～18歳)	
あり	 3歳未満 一律 月額 15,000円 3歳～小学生 月額 10,000円 児童手当 (第3子以降は 15,000円) 中学生 一律 月額 10,000円 特例給付 一律 月額 5,000円					こども福祉課 (手当グループ) TEL:072-784-8030 FAX:072-780-3527
あり	 児童扶養手当 月額 10,160円～43,070円 ※児童が複数の場合は 加算があります。					こども福祉課 (手当グループ) TEL:072-784-8030 FAX:072-780-3527
あり	 特別児童扶養手当 重度 月額 52,400円 中度 月額 34,900円 ※20歳未満まで					こども福祉課 (手当グループ) TEL:072-784-8030 FAX:072-780-3527
あり	 障害児福祉手当 月額 14,850円 ※20歳未満まで					こども福祉課 (手当グループ) TEL:072-784-8030 FAX:072-780-3527
あり	 重度心身障害児介護手当 年額 100,000円 ※20歳未満まで					こども福祉課 (手当グループ) TEL:072-784-8030 FAX:072-780-3527

5.日常生活で受けられるサービスについて

下記のサービスを受けるには、伊丹市に申請を行い受給者証の発行を受ける必要があります。詳細は、こども福祉課もしくは伊丹市立こども発達支援センターあすばるまでお問い合わせください(あすばるには、医療的ケア児等コーディネーターが在籍しています)。

■ 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援

就学前で発達に支援の必要な児童に対し、センターや施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、センターや指定医療機関にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与などの支援を行う。

放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している児童について、センターや施設にて、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

保育所等訪問支援

保育所等の児童が集団生活を営む施設に施設に通う児童に対し、保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う。



伊丹市放課後等デイサービス事業所連絡会が作成している『伊丹市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ガイドブック～支援の必要な子ども達のための情報誌～』で、市内障害児通所支援事業所の情報を確認することができます。(QRコードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおけるガイドブックの掲載ページを開きます。)

■ お問い合わせ先

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)

〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127

伊丹市立こども発達支援センター(あすばる)

〒664-0898 伊丹市千僧 1-47-2 TEL:072-784-8128



■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(障害者総合支援法)に基づくサービス

障害者総合支援法のサービス

居宅介護(ホームヘルプ)

事業所より派遣されたヘルパーが、自宅での入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や、掃除洗濯などの家事援助、通院時の介助等を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に対し、在宅における入浴・排せつ・食事などの介護および外出における移動中の介護を行う。

行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に対し、外出時における移動中の介護を行う。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時における移動中の介護を行う。

訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)等に対し、家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスの提供を行う。

重度障害者等包括支援

常時介護を要し、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、食事・排せつ・入浴・移動および家事全般の支援を行う。

短期入所(ショートステイ)

自宅で生活する身体・知的・精神に障がいのある人で、介護者の病気等で一時的に支援が必要な人に対し、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、排せつ等の介護等を行う。

移動支援(ガイドヘルプ)

障がい者(児)・難病患者等であって、外出に移動の支援が必要と認められる人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、支援を行う。

日中一時支援

日中に介護する人が不在で、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等において、活動の場を提供し、見守り、日常生活の支援を行う。

訪問型歩行・生活訓練

市内在住の視覚障がいのある人に対し、歩行訓練士とともに白杖の使い方等の訓練を行い、交差点横断、交通機関の利用等、歩行技術の修得を目指す歩行訓練もしくは日常生活における身辺処理や家事動作訓練等の生活訓練を行う。

6.就学前施設について(公立幼保連携型認定こども園)

保護者の就労などにより、公立幼保連携型認定こども園において 2 歳児クラス以上で集団保育が可能な児童について、児童の様子に応じて主治医と連携しながら、看護師が医療的ケアを実施するなど、保育を受けることができる施設もあります。

■ 就園先決定までのスケジュール

4 月～7 月 入園相談

9 月 判定会

10 月～11 月 入園願書提出(1 号認定)／入園申請(2・3 号認定)

10 月／1～2 月 結果通知

入所手続

面談 (保護者、児童、施設長等)

4 月 入園

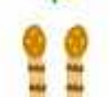
■ お問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室幼児教育推進課
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1(市役所 2 階) TEL:072-780-4313





自由記述欄



7.学校について

■ 就学教育相談

心身の障がい、または発達上の課題により、入学後、特別な支援や配慮が必要と考えられるお子様とその保護者を対象に教育相談を実施し、お子様の就学先(小学校通常学級・特別支援学級、特別支援学校)について相談をお受けします。

■ 就学先決定までのスケジュール

各学校見学

随時受け入れ

各学校の様子を見学し、説明を受けることができます。まずは在籍園所にご相談ください。

発達についての相談

随時受け入れ

伊丹市立総合教育センターおよびこども発達支援センターあすばるにて受けることができます。

6 月 在籍園所との相談

8 月 就学教育相談

保護者、お子様、在籍園所の担任等と伊丹市教育支援委員会が面談し、より適切な就学先について相談します。

9 月 訪問観察

教育支援委員(伊丹市教育支援委員会)が就学教育相談を受けたお子様の在籍園所を訪問し、園所での様子を観察します。

11 月 教育支援委員会具申

伊丹市教育支援委員会が就学先について総合的に判断し、具申(伊丹市教育支援委員会から教育委員会への報告)が出されます。在籍園所を通じて保護者にお伝えします。

1 月 就学通知

教育委員会から保護者あて、郵送にて就学先が通知されます。

■ 就学先

小学校

通常学級

学級担任が一斉指導により授業や生活指導を行います。

特別支援学級

特別支援学級担任が、少人数または個別の指導を行います。
(1クラスの定員は8人まで)

学校や年度により、設置されている学級は異なります。

特別支援学校

お子様の障がいや発達の状況に合わせた教育を行えるよう、施設・設備・教材・人材等が整えられています。

伊丹市内には、下記の2校に小学部が設置されています。また、居住地の小学校との交流及び共同学習も行っています。

障害者手帳の取得が必要です。

県立こやの里特別支援学校
知的障害のお子様を対象

障がいの状況によって通学が困難な児童生徒に対して教員を派遣して授業をおこなう訪問教育を実施しています。

市立伊丹特別支援学校
肢体不自由のお子様を対象



上記のほか

県立視覚特別支援学校、県立神戸聴覚特別支援学校、
県立姫路聴覚特別支援学校等があります。

■ お問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局学校教育部学校指導課

〒664-8503 伊丹市千僧 1-1(市役所 2 階) TEL:072-780-3534

8.日常生活の支援について



■ 障害者手帳について

障害者手帳は、障がいにより生活に困難が生じている人が、相談・助言・療育・サービス等を受けるためのものです。また、手帳を取得することで、税の控除や各種割引等を受けることができます。(障がいの程度により内容が異なります。)

また、手帳を取得していなくても、一定の要件を満たすことにより受けられる福祉サービスもあります。

手帳の種類	手帳を発行する対象者	程度
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が対象です。身体障害とは、視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害であって、その障害が永続し、かつその障害の程度が国の定める基準に該当することが必要です。	1級～6級
療育手帳	知的に障がいのある方が対象です。知的障害を伴わない発達障害と診断され、療育又は日常生活上の支援が必要と認められた人も、兵庫県(神戸市を除く)では療育手帳(B2)の交付対象となっています。	A(重度) B1(中度) B2(軽度)
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方が対象です。	1級～3級



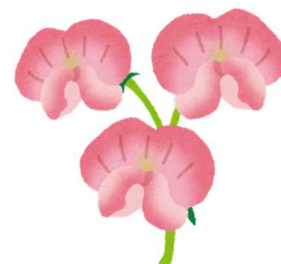
■ 「障がい者(児)福祉の手引き」について



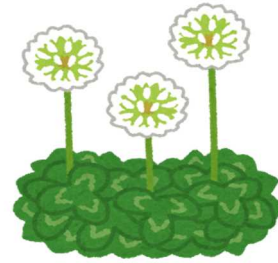
障害福祉課およびこども福祉課にて、「障がい者(児)福祉の手引き」を作成しています。主に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方や、ご相談にお越しになられた方々に配布している冊子です。(QRコードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおける「障がい者(児)福祉の手引き」の掲載ページを開きます。)

■ お問い合わせ先

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)
〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127



9.補装具について



補装具とは、身体障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために作成するもので、代表的なものに義手や義足、車いす、補聴器などがあります。

対象者…身体障害者手帳取得者、障害者総合支援法で定める難病患者（入院中の方、他制度で対象となる方、一定以上の所得のある方は対象外となる可能性があります。）

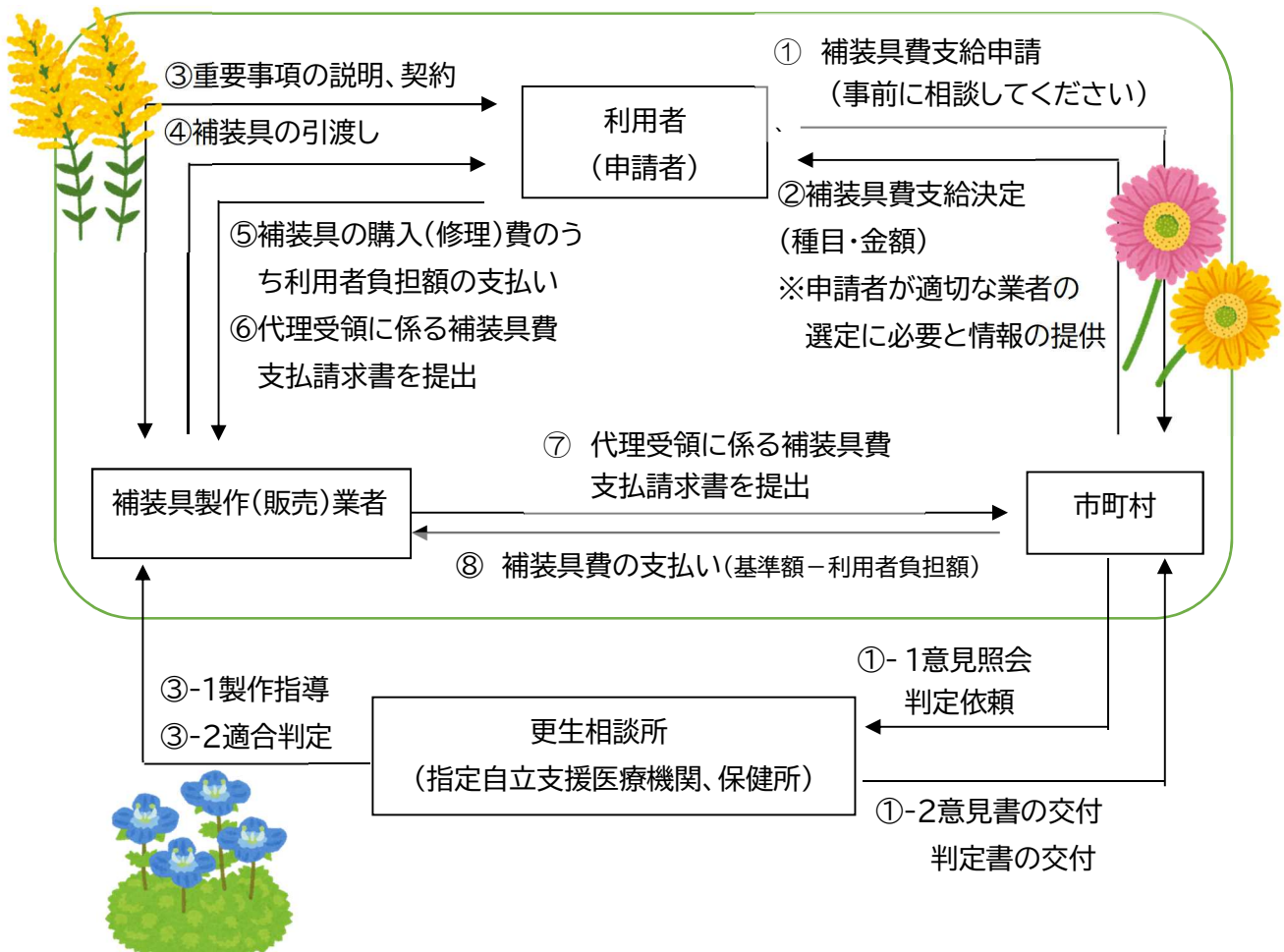
内容…補装具の交付や修理にあたっては、原則自己負担は1割で、残りは公費で負担します。なお、世帯の所得に応じて負担の上限額が設定されます。

注意…障がい児（18 歳未満）と障がい者（18 歳以上）で支給までの流れや決定方法が異なります。また、補装具の支給は、18 歳以上になると原則 1 種目 1 個となります。

18 歳未満の方の支給についてはこども福祉課、18 歳以上の方の支給については障害福祉課までご相談ください。

※補装具の交付・修理を希望される場合は、必ず事前に相談・申請してください。

■ 補装具費支給のしくみ 枠線内が障がい児（18 歳未満）、図全体が障がい者（18 歳以上）



■ 補装具の種類

・視覚障がい者(児)
視覚障害者用安全つえ、義眼、
眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、
コンタクトレンズ)



視覚障害者用安全つえ

・聴覚障がい者(児)
補聴器(重度難聴用・高度難聴用)、
人工内耳修理



補聴器

・肢体不自由かつ
音声言語機能障がい者(児)
重度障がい者用意思伝達装置



下肢装具

・肢体不自由者(児)
義足、義手、装具、車いす、電動車いす、
座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ
(松葉つえ、多点杖、
カナディアン・クラッチ、
ロフストランド・クラッチ、
プラットホーム杖)



車いす

・18歳未満のみ
起立保持具、頭部保持具、
排便補助具、座位保持いす



歩行器

■ お問い合わせ先

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)

〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127



10.日常生活用具について

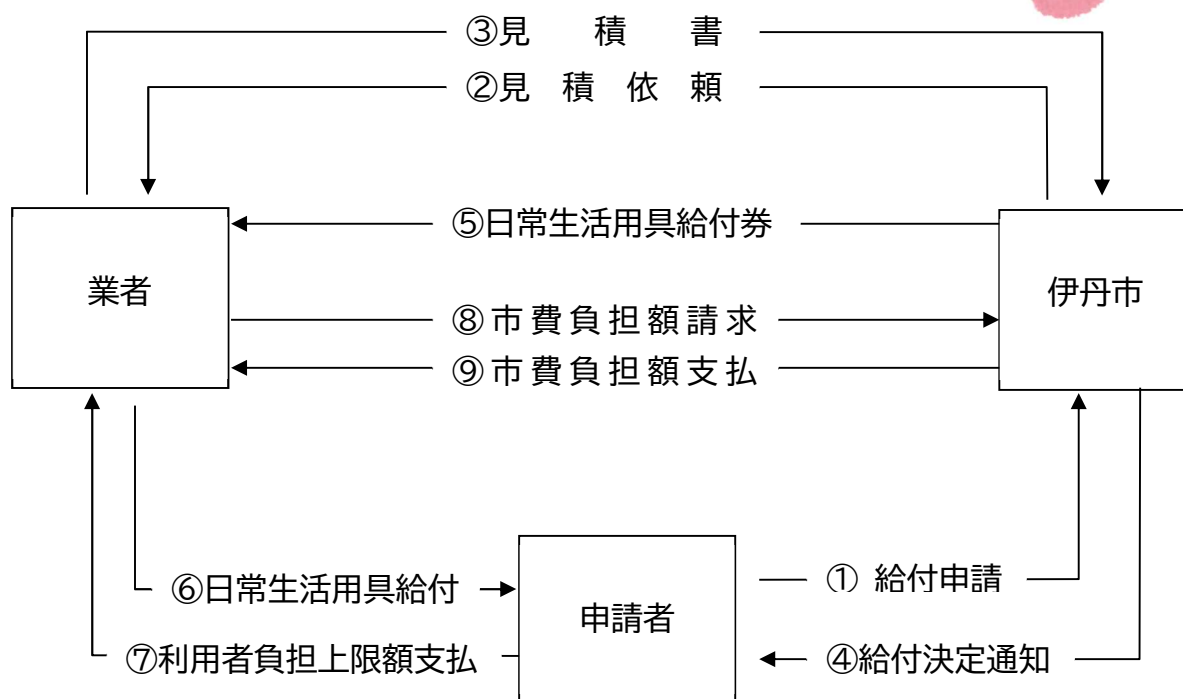
対象者…身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等であって、当該用具を必要とする人(具体的な条件等詳細は、「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」にて規定しております)。

内容…自己負担額は本人及び扶養義務者の所得税額に応じて異なります。

※日常生活用具の支給を希望される場合は、必ず事前に相談・申請してください。

※日常生活用具給付意見書をご提出いただく場合があります。

■ 日常生活用具給付の流れ



①の時に、業者の見積書を用意してもらってもかまいません。

業者は、伊丹市との日常生活用具給付にかかる委託契約が必要です。新規での委託契約も可能です。

⑦は、所得税額等に応じた負担額で、給付決定通知書の中に額が記載されています。

日常生活用具の単価(ガイドラインに記載)を超過した場合は、超過負担額もこの際に支払ってください。工事費、設置費など別途実費がかかる場合もあります。

■ 日常生活用具の種類

・障害者手帳をお持ちの方 ※年齢の他にも要件があります。事前にご相談ください。

【年齢要件なし】

介護・訓練支援用具

特殊マット(褥瘡防止用)

自立生活支援用具

T 字状・棒状杖、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器

在宅療養等支援用具

ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、酸素ボンベ運搬車

情報・意思疎通支援用具

点字ディスプレイ、視覚障害者用音声・拡大読書器、人工喉頭、スピーチプロセッサ(人工内耳体外部装置)、点字図書、人工内耳用電池(ボタン電池)、人工内耳用電池(充電電池・器)

排泄管理支援用具

ストマ装具、収尿器



【年齢要件 3 歳以上】

介護・訓練支援用具

特殊マット(汚染防止用)、訓練いす(3 歳以上 18 歳未満)

自立生活支援用具

入浴補助用具、移動・移乗支援用具

在宅療養等支援用具

透析液加温器

排泄管理支援用具

紙おむつ・さらし・ガーゼ・脱脂綿、洗腸用装具



【年齢要件 学齡児以上】

介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊尿器、入浴等担架、体位変換器、移動用リフト

自立生活支援用具

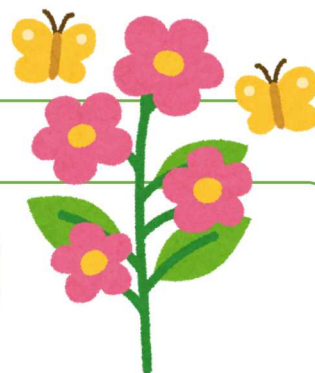
便器、特殊便器、歩行時間延長信号機用小型送信機

情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用音声ICタグレコーダー、視覚障害者用色彩判別装置、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置

居宅生活動作補助用具

住宅改修費



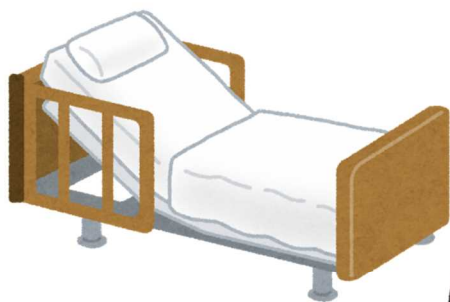
【年齢要件 18歳以上】

自立生活支援用具

火災警報補助装置、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具

視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計



- ・障害者総合支援法における難病等に該当する方 ※年齢の他にも要件があります。
事前にご相談ください。

【年齢要件なし】

介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット(褥瘡防止用)、特殊マット(褥瘡防止用)、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド

自立生活支援用具

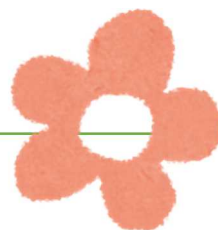
入浴補助用具、便器、特殊便器、歩行支援用具、自動消火器

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

居宅生活動作補助用具

居宅生活動作補助用具



■ 「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」について



障害福祉課およびこども福祉課にて、「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」を作成しています。

給付対象者、利用者負担上限額、給付要件等、日常生活用具給付事業の詳細について記載があります。(QRコードを読み込むと、伊丹市障害福祉課ホームページにおけるガイドラインの掲載ページを開きます。)

小児慢性特定疾病の日常生活用具給付事業については保健センターへご相談ください。

■ お問い合わせ先

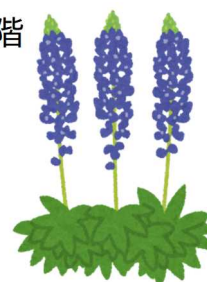
伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)

〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127

伊丹市健康福祉部保健医療推進室健康政策課(母子保健担当)(保健センター)

〒664-8503 伊丹市千僧 1-1-1 いたみ総合保健センター1 階

TEL:072-784-8034





11.もしものとき



■ 福祉避難所について



「福祉避難所」とは、寝たきりの高齢者、障がいのある方、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な方が安心して避難生活ができるよう指定を行っているものです。福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される 2 次的避難所であり、原則、最初から避難所として利用することは出来ません。

(QR コードを読み込むと、伊丹市危機管理室ホームページにおける「福祉避難所の指定について」のページを開きます。避難の流れについては危機管理室ホームページをご確認ください。)

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/SAIGAINISONAET E/hinansho/1387886276674.html> 「福祉避難所の指定について」URL

■ 「医療的ケア☆サポートハンドブック」について



こども検討会にて、医療的ケア児者のためのハンドブックを作成しています。緊急時や災害時に日常的にケアをする人が近くにいなくても、避難先や病院などご本人の基本情報や医療的ケアについて知ることができるものです。また、作成時にご本人やご家族、関係機関等で緊急時や災害時の体制を見直す機会になると考えています。

相談支援専門員を中心にご本人やご家族と共に作成し、緊急時及び普段のケアの中における引き継ぎ等にご活用ください。(QR コードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおける「医療的ケア☆サポートハンドブック」の掲載ページを開きます。)

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KODOMOF/SHOUG AIJI_FUKUSHI/24719.html 「医療的ケア☆サポートハンドブックについて」URL

■ 「伊丹市わたしの防災手帳」について



伊丹市障害者地域自立支援協議会災害時支援検討会で「伊丹市わたしの防災手帳」を作成しています。避難する場所、持ち物などの確認のためにご活用ください。(QRコードを読み込むと、伊丹市障害福祉課ホームページにおける「伊丹市わたしの防災手帳」の掲載ページを開きます。)

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/SYOGAIF/kyougikai /27365.html> 「伊丹市わたしの防災手帳」URL

■ お問い合わせ先

伊丹市総務部危機管理室(防災センター2 階)

〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8166

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)

〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127

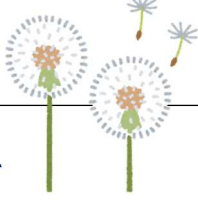
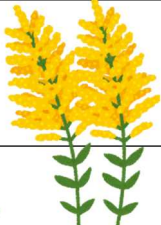
伊丹市健康福祉部地域福祉室障害福祉課(市役所 1 階)

〒664-0006 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8032



12. 医療的ケアが必要なお子さんにサービスを提供できる事業所の一覧(令和5年1月時点)

サービス種類		No	掲載 ページ	事業所名	事業所住所	電話 番号
1	障害福祉サービス	①	24	COCONI(ここに)	伊丹市鈴原町 6 丁目 42-18	072-744-1143
	障害福祉サービス	②	24	思草(しぐさ)	伊丹市南本町 1 丁目 2 の 17	072-744-3310
	障害福祉サービス	③	24	居宅サービスセンター あんさんぶる	伊丹市荒牧南 2 丁目 22-30	072-770-5222
	障害福祉サービス	④	25	特定非営利活動法人 ぶるうみい	伊丹市寺本 6 丁目 102	072-767-6300
	障害福祉サービス	⑤	25	キュア&ケア ほんまもん	西宮市松原町 7-9-102	0798-39-7291
	障害福祉サービス	⑥	25	ヘルパーステーション つくし	西宮市武庫川町 2-9	0798-47-4551
	障害福祉サービス	⑦	26	NPO 法人 月と風と	尼崎市東園田町 4-159-2-102	06-6493-6965
2	医療型 短期入所	①	27	西宮すなご 医療福祉センター	西宮市武庫川町 2-9	0798-47-4477
	医療型 短期入所	②	27	独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター	豊中市刀根山 5 丁目 1 番 1 号	06-6853-2001
	医療型 短期入所	③	27	社会福祉法人 平成記念会 サポートハウス ココロネ住吉	神戸市東灘区住吉 山手 7 丁目 1 番 1 号	078-858-7557
3	訪問看護 ステーション	①	28	訪問看護ステーション しえあーど	伊丹市鴻池 5 丁目 10 番 20 号	072-744-1080
	訪問看護 ステーション	②	28	リンク訪問看護 ステーション	伊丹市池尻 1 丁目 12 KT-1 伊丹 2 階	072-767-6169

3	訪問看護 ステーション	③	29	楓庵訪問看護・ リハビリステーション サテライト伊丹	伊丹市平松 1 丁目 1-5	072- 796- 3880
	訪問看護 ステーション	④	29	訪問看護ステーション ぶるうみい	伊丹市寺本 6 丁目 102 番地	072- 767- 6300
	訪問看護 ステーション	⑤	30	訪問看護ステーション つくし	西宮市武庫川町 2-9	0798- 47- 4551
	訪問看護 ステーション	⑥	30	伊丹市社会福祉事業団 伊丹市訪問看護 ステーション	伊丹市中野西 1 丁目 141 番地	072- 784- 0811
4	障害児 通所支援	①	31	ぶるうみい 	伊丹市寺本 6-102	072- 767- 6300
	障害児 通所支援	②	31	しえあきつず	伊丹市鴻池 5 丁目 10 番 20 号	072- 744- 1080
	障害児 通所支援	③	32	伊丹市立こども発達支援 センター あすばる	伊丹市千僧 1-47-2	072- 784- 8128
	障害児 通所支援	④	32	放課後等デイサービス しぐさ	伊丹市南本町 2 丁目 4-6 コバコンビル 1 階	072- 744- 3580
	障害児 通所支援	⑤	33	放課後等デイサービス オスリー	宝塚市伊子志 2 丁目 1番4号	0797- 57- 4011
	障害児 通所支援	⑥	33	児童デイサービス やつほ	川西市緑台 3-3-39	072- 767- 9399
	障害児 通所支援	⑦	33	すみれるーむ 	尼崎市次屋 2-11-29	06- 6423- 7169
	障害児 通所支援	⑧	34	コアキッズケア	大阪府池田市菅原町 1-14	072- 737- 7039
	障害児 通所支援	⑨	34	Rosetta BASE (ロゼッタベース)	宝塚市山本野里 2 丁目 14-30	0797- 75- 6504

※ご利用を検討される場合は、まず相談支援事業所にご相談ください。

■ 障害福祉サービス事業所

1-①

事業所名	COCONI	電話番号	072-744-1143		
所在地	〒664-0882 伊丹市鈴原町 6 丁目 42-18				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○	○	○	○	○	
看護職員の配置		非常勤 1 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、たん吸引、酸素療法、経管栄養(胃ろう)					

1-②

事業所名	思草	電話番号	072-744-3310		
所在地	〒664-0852 伊丹市南本町 1 丁目 2 の 17				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○				○	
看護職員の配置		非常勤 3 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、経管栄養					



1-③

事業所名	居宅サービスセンター あんさんぶる	電話番号	072-770-5222		
所在地	〒664-0008 伊丹市荒牧南 2 丁目 22-30				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○		○	○	○	
看護職員の配置		常勤 2 人、非常勤 3 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、経管栄養(胃ろう)					

1-④

事業所名	特定非営利活動法人 ぶるうみい	電話番号	072-767-6300		
所在地	〒664-0026 伊丹市寺本 6 丁目 102				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○			○	○	
看護職員の配置		なし			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、導尿、経管栄養					

1-⑤

事業所名	キュア&ケア ほんまもん	電話番号	0798-39-7291		
所在地	〒662-0912 西宮市松原町 7-9-102				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○	○		○		
看護職員の配置		常勤 2 人、非常勤 2 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養					

1-⑥

事業所名	ヘルパーステーション つくし	電話番号	0798-47-4551		
所在地	〒663-8131 西宮市武庫川町 2-9				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○		○	○	○	
看護職員の配置		常勤 7 人、非常勤 4 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、胃ろう					

1-⑦

事業所名	NPO 法人 月と風と	電話番号	06-6493-6965		
所在地	〒661-0953 尼崎市東園田町 4-159-2-102				
サービスの種類					
居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	
○	○	○	○	○	
看護職員の配置		常勤 5 人、非常勤 9 人			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、経管栄養					



■ 医療型短期入所事業所

2-①

事業所名	西宮すなご医療福祉センター	電話番号	0798-47-4477
所在地	〒663-8131 西宮市武庫川町 2-9		
看護職員人数	常勤:4人 非常勤:1人	職員の職種	看護師・生活支援員 (介護福祉士や保育士等)
入浴設備	特殊浴槽、機械浴、個浴	食事の個別的対応	可能
令和2年にサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類			夜間の職員 配置人数
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、導尿、経管栄養、 膀胱洗浄、浣腸、腸内ガス排気処置、ネブライザー、 痙攣時の座薬挿肛、気切カニューレ交換			2人

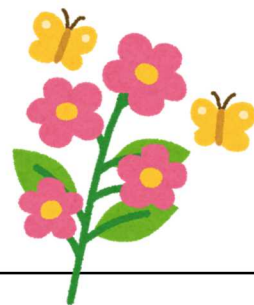
2-②

事業所名	独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター	電話 番号	06-6853-2001
所在地	〒560-8552 大阪府豊中市刀根山 5丁目1番1号		
看護職員人数	常勤:73人 非常勤:1人	職員の職種	看護師・介護福祉士・ 保育士・児童指導員
入浴設備	ミストシャワー浴	食事の個別的対応	可能
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類			夜間の職員 配置人数
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、浣腸			4人

2-③

事業所名	社会福祉法人 平成記念会 サポートハウス ココロネ住吉	電話番号	078-858-7557
所在地	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 7丁目1番1号		
看護職員人数	常勤:39人 非常勤:1人	職員の 職種	医師・看護師・介護福祉士・保育士 ・PT・OT・ST・歯科衛生士
入浴設備	ミスト浴	食事の個別的対応	可能
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類			夜間の職員 配置人数
気管切開、人工呼吸器、痰吸引、酸素療法、胃ろう、経鼻胃管、浣腸、 痙攣時の座薬挿肛、褥瘡処置			3人

■ 訪問看護ステーション



3-①

事業所名	訪問看護ステーションしえあーど				電話番号	072-744-1080	
所在地	〒664-0006 伊丹市鴻池 5 丁目 10 番 20 号						
営業日・営業時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~18:00	○	○	○	○	○	△	△
看護職員人数	15 人 (実人数)	PT・OT・ST の 配置		PT:3 人 OT:2 人		24 時間 対応	可能
提供しているサービス				障害福祉サービス事業所との 委託契約			
療養上の世話、診療の補助、リハビリテーション、 相談、伊丹市学校園における医療的ケア児支援 業務を受託、家族支援 等				可能			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類							
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、導尿、経管栄養、中心静脈栄養、浣腸、 摘便、呼吸補助							



3-②

事業所名	リンク訪問看護ステーション				電話番号	072-767-6169		
所在地	〒664-0027 伊丹市池尻1丁目12 KT-1 伊丹2階							
営業日・営業時間	月	火	水	木	金	土	日	
8:30~17:30	○	○	○	○	○	○		
看護職員人数	6人	PT・OT・STの配置		PT:2人	24時間対応		可能	
提供しているサービス				障害福祉サービス事業所との委託契約				
療養上の世話、診療の補助、 リハビリテーション、家族支援 等				可能				



3-③

事業所名	楓庵訪問看護・リハビリステーション サテライト伊丹				電話番号	072-796-3880	
所在地	〒664-0853 伊丹市平松 1 丁目 1-5						
営業日・営業時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~18:00	○	○	○	○	○	×	×
看護職員 人数	2 人	PT・OT・ST の配置		PT:1 人		24 時間対応	可能
提供しているサービス				障害福祉サービス事業所との委託契約			
療養上の世話、診療の補助、家族支援 等				可能			
今後、サービス提供を検討したい医療的ケア児の医療的ケアの種類							
経管栄養、中心静脈栄養、インスリン注射、酸素療法							

3-④

事業所名	訪問看護ステーションぶるうみい			電話番号	072-767-6300		
所在地	〒664-0026 伊丹市寺本 6 丁目 102 番地						
営業日・営業時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～18:00	○	○	○	○	○		
看護職員 人数	9 人	PT・OT・ST の配置				24 時間対応	可能
提供しているサービス				障害福祉サービス事業所との委託契約			
療養上の世話、診療の補助、 リハビリテーション、家族支援 等				要相談			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類							
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、自己導尿、経管栄養、中心静脈栄養、 人工肛門							

3-⑤

事業所名	訪問看護ステーションつくし	電話番号	0798-47-4551				
所在地	〒663-8131 西宮市武庫川町 2-9						
営業日・営業時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~18:00	○	○	○	○	○	○	×
看護職員人数	11 人	PT・OT・ST の配置		PT:2 人	24 時間対応	可能	
提供しているサービス				障害福祉サービス事業所との委託契約			
療養上の世話、家族支援 等				不可			
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類							
気管切開、人工呼吸器、酸素療法、経管栄養、中心静脈栄養、摘便							

3-⑥

事業所名		伊丹市社会福祉事業団 伊丹市訪問看護ステーション			電話番号		072-784-0811	
所在地		〒664-0023 伊丹市中野西 1 丁目 141 番地						
営業日・営業時間		月	火	水	木	金	土	日
9:00～17:30		○	○	○	○	○	×	×
看護職員 人数	21 人	PT・OT・ST の配置			PT:2 人		24 時間対応	可能
提供しているサービス					障害福祉サービス事業所との委託契約			
療養上の世話、家族支援、診療補助 etc								
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類								
気管切開、人工呼吸器、酸素療法、IVH、経管栄養、排便ケア								



■ 障害児通所支援事業所

4-①

事業所名	ぶるうみい	電話番号	072-767-6300		
所在地	〒664-0026 伊丹市寺本 6-102				
サービスの種類					
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者	
○	○		○	重症心身障害児	
看護職員 人数	常勤:2人	PT・OT・STの 配置	PT:1人 OT:1人	訓練時間	30分～ 60分
訓練内容					
運動療法、摂食嚥下、福祉用具作製、呼吸リハビリ、道具操作、ADL動作練習					
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、導尿、経管栄養					

4-②

事業所名	しえあきつず	電話番号	072-744-1080		
所在地	〒664-0006 伊丹市鴻池 5 丁目 10 番 20 号				
サービスの種類					
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者	
○	○		○	重症心身障害児	
看護職員 人数	常勤:1 人 非常勤:13 人	PT・OT・ST の 配置	PT:3 人 OT:2 人	訓練時間	45 分
訓練内容					
日常生活動作訓練、基本的動作(運動、感覚、知覚、身体、精神、認知)、おもちゃを使った遊び、道具を使った遊びや訓練、社会的適応能力(地域活動、就学)					
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、導尿、経管栄養、中心静脈栄養、腹膜透析、浣腸					

4-③

事業所名	伊丹市立こども発達支援センター あすぱる(児童発達支援センター)			電話番号	072-784-8128	
所在地	〒664-0898 伊丹市千僧 1-47-2					
サービスの種類						
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者		
○				発達に支援が必要なお子さん (重症心身障害児を含む)		
看護職員 人数	専任:1人 兼務:1人	PT・OT・STの 配置	(兼務)PT:3人 OT:3人 ST:3人	訓練時 間	9:00~ 17:00	
訓練内容						
粗大運動支援、呼吸循環リハビリテーション、 姿勢管理を主とした日常生活支援、ADL 動作支援						
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類						
気管切開、人工呼吸器、経管栄養、導尿、酸素療法、吸引、鼻咽頭エアウェイ						

4-④

事業所名	放課後等デイサービスしぐさ		電話番号	072-744-3580	
所在地	〒664-0852 伊丹市南本町 2 丁目 4-6 コバコンスビル 1 階				
サービスの種類					
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴		主な対象者
	○		○		重症心身障害児
看護職員 人数	非常勤:3 人	PT・OT・ST の 配置	PT:1 人	訓練時間	30 分/1 人
訓練内容					
呼吸リハビリテーション、ADL 動作支援					
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
人工呼吸器、気管切開、気管内吸引、浣腸、導尿、膀胱洗浄、ブジー、鼻腔栄養、 胃瘻、CV ルート処置、酸素吸入					

4-⑤

事業所名	放課後等デイサービス オスリー	電話番号	0797-57-4011	
所在地	〒665-0033 宝塚市伊子志 2 丁目1番4号			
サービスの種類				
児童発達支援	放課後等デイサービス	入浴	主な対象者	
○	○		重症心身障害児	
看護職員 人数	常勤:1 人 非常勤:2 人	PT・OT・ST の 配置	訓練時間	
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類				
気管切開、人工呼吸器、経管栄養、浣腸				

4-⑥

事業所名	児童デイサービス やっほ	電話番号	072-767-9399	
所在地	〒666-0129 川西市緑台 3-3-39			
サービスの種類				
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者
○	○		○	重症心身障害児
看護職員 人数	常勤:1人 非常勤:2人	PT・OT・ST の 配置		訓練時間
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類				
気管切開、人工呼吸器、経管栄養、浣腸、吸引				

4-⑦

事業所名	すみれるーむ	電話番号	06-6423-7169	
所在地	〒661-0965 尼崎市次屋 2-11-29			
サービスの種類				
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者
○	○		○	重症心身障害児
看護職員 人数	常勤:3人 非常勤:2人	PT・OT・STの 配置	PT:1人 ST:1人	訓練時間 20分～ 30分
訓練内容				
呼吸リハビリテーション 他				
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類				
気管切開、人工呼吸器、経管栄養、カフアシスト、浣腸 他				

4-⑧

事業所名	コアキッズケア		電話番号	072-737-7039	
所在地	〒563-0055 大阪府池田市菅原町 1-14				
サービスの種類					
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者	
○	○		○	重症心身障害児	
看護職員 人数	2 人	PT・OT・ST の 配置	PT:1 人 ST:1 人	訓練時間	15 分～ 30 分
訓練内容					
ST:摂食嚥下(間接的嚥下訓練)、構音練習、コミュニケーション支援(評価、方法) PT:ADL 動作訓練、ROM 訓練					

4-⑨

事業所名	Rosetta BASE		電話番号	0797-75-6504	
所在地	〒665-0814 宝塚市山本野里 2 丁目 14-30				
サービスの種類					
児童発達支援	放課後等デイサービス		入浴	主な対象者	
○	○		○	重症心身障害児	
看護職員 人数	常勤:2 人 非常勤:1 人	PT・OT・ST の 配置	PT:1 人 ST:1 人	訓練時間	20 分～ 30 分
訓練内容					
関節可動域訓練、姿勢保持訓練、保育スタッフと連携しての遊びの練習、 呼吸リハビリテーション、ADL 訓練					
これまでにサービス提供した医療的ケア児の医療的ケアの種類					
気管切開、人工呼吸器、たん吸引、酸素療法、経管栄養、カフアシスト、 ネーザルハイフロー、浣腸、排便、吸入					

13.各ページに掲載の QR コードまとめ



■ 伊丹市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ガイドブックについて



伊丹市放課後等デイサービス事業所連絡会が作成している『伊丹市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ガイドブック～支援の必要な子ども達のための情報誌～』で、市内障害児通所支援事業所の情報を確認することができます。(QR コードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおけるガイドブックの掲載ページを開きます。)

■ 「障がい者(児)福祉の手引き」について



障害福祉課およびこども福祉課にて、「障がい者(児)福祉の手引き」を作成しています。主に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方や、ご相談にお越しになられた方々に配布している冊子です。(QR コードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおける「障がい者(児)福祉の手引き」の掲載ページを開きます。)

■ 「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」について

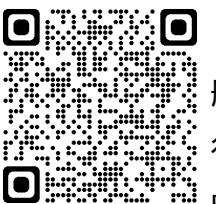


障害福祉課およびこども福祉課にて、「伊丹市日常生活用具給付ガイドライン」を作成しています。給付対象者、利用者負担上限額、給付要件等、日常生活用具給付事業の詳細について記載があります。(QR コードを読み込むと、伊丹市障害福祉課ホームページにおけるガイドラインの掲載ページを開きます。)

小児慢性特定疾病の日常生活用具給付事業については保健センターへご相談ください。



■ 福祉避難所について



「福祉避難所」とは、寝たきりの高齢者、障がいのある方、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な方が安心して避難生活ができるよう指定を行っているものです。福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される 2 次的避難所であり、原則、最初から避難所として利用することは出来ません。

(QR コードを読み込むと、伊丹市危機管理室ホームページにおける「福祉避難所の指定について」のページを開きます。避難の流れについては危機管理室ホームページをご確認ください。)

■ 「医療的ケア☆サポートハンドブック」について



こども検討会にて、医療的ケア児者のためのハンドブックを作成しています。緊急時や災害時に日常的にケアをする人が近くにいなくても、避難先や病院などでご本人の基本情報や医療的ケアについて知ることができるものです。また、作成時にご本人やご家族、関係機関等で緊急時や災害時の体制

相談支援専門員を中心にご本人やご家族と共に作成し、緊急時及び普段のケアの中における引き継ぎ等にご活用ください。（QRコードを読み込むと、伊丹市こども福祉課ホームページにおける「医療的ケア☆サポートハンドブック」の掲載ページを開きます。）



■ 「伊丹市わたしの防災手帳」について



伊丹市障害者地域自立支援協議会災害時支援検討会で「伊丹市わたしの防災手帳」を作成しています。避難する場所、持ち物などの確認のためにご活用ください。（QRコードを読み込むと、伊丹市障害福祉課ホームページにおける「伊丹市わたしの防災手帳」の掲載ページを開きます。）



**「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」
令和5年(2023年)6月発行**

発行者:伊丹市障害者地域自立支援協議会こども検討会

**伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課(市役所 2 階)
〒664-0898 伊丹市千僧 1-1 TEL:072-784-8127
伊丹市立こども発達支援センター(あすぱる)
〒664-0898 伊丹市千僧 1-47-2 TEL:072-784-8128**

※このガイドブックは、令和5年(2023年)6月現在の制度状況をもとに作成しています。制度等においては、随時改定されますので、利用にあたっては担当課等へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

5健414-1-019 A4